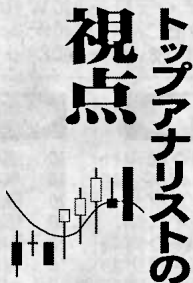


# イニシアティブの不在が足並みを乱す 遅々として進まぬ電子政府の整備



## トップアナリストの視点

森政権で大きく焦点が当てられた電子政府だが、ある程度整備が進んできた現在、懸念されている問題が一部表面化しつつあるように思われる。私も各省庁や議員の方々に話を聞く機会が何度あったが、「より効率的なシステムで国民に対するサービスを」といったことを異口同音に話していた。以前よりもシステム投資の効率性・コストについての意識は明らかに高まっているように思われる。そうした中で国会・国会議員、各省庁・自治体、システムベンダーの対応と現状をまとめてみたい。

### イニシアティブの不在

電子政府をとりまく問題としてよく取り上げられるのが、個人情報保護法をはじめとする法制度の整備、入札で見られる入札価格の不自然さと公正取引委員会、会計検査院の取り組み、地方自治体の合併とIT投資のあり方などである。いずれの問題を見ても、「誰が最終的な決定権を持つのか」が不透明に感じられてならない。たとえば民間企業であれば、マネジメントやシステム担当者が決定権を持っている。個々の電子政府のシステムでも似たような権限で決定されていると思われるが、実際は、全体像をはっきりとつかんだうえで旗を振る位置付けになるのがどのなのか、あるいは誰なのかが明確ではない。

自治体、システムベンダー、いずれも同様に認識しているようだ。足並み揃わぬ省庁・自治体行政の問題点としてたびたび指摘される「縦割りの弊害」は、電子政府に関する諸政策でも解消されていないようだ。システム価格の妥当な評価については省庁間の連絡協議会が総務省内に設置されているが、システムの設計や開発での電子政府の全体像についてはどこがイニシアティブを握って推進しているかがいまひとつ釈然としない。ある案件では総務省が中心だったり、また別な案件では経済産業省主導であったり、また一方では国土交通省であったりといった状況だ。

自治体も足並みが揃わず、意識の高い首長がいる自治体が「他の自治体に負けていられるか」と言わなければならない対応を示している一方で、内容を吟味したうえで判断とは到底思えないスタンダード的な対応をする自治体もある状況だ。これは特に住民基本台帳ネットワーク関連で顕著だ。

国会議員へのロビイング  
政策を決定する立場にある国会・国会議員は、現場からはやや遠い位置にあるものの、最大の権限を持つことに異論はない。ITに対するリテラシーの面でマスメディアの揶揄はやや酷い気もするが、いずれにしても、現場とヘルの理解は期待できないし、あるいは彼らの立場を考えれば現場レベルの理解は「必要ない」とも言える。ただ、各ベンダーやコンサルタントがどの程度の力を持っているか、つまり誰が、どの企業が適任かという認識についても、ブレンが少ないのか、まだまだ改善する余地はある。ロビイングという表現が妥当かどうかはともかく、リテラシーの向上以前に現場の状況を政府が正しく把握できるように、業界側・自治体側が、より一層の働きかけを行ってほしいように思われる。

**山科拓(やましな・ひろし)**  
95年慶大卒、J・P・モルガンインベストメントマネージメントインク、ゴールドマン・サックス証券を経て、2000年9月よりリーマン・ブラザーズ証券、シニアアナリストとしてIT・インターネット業界を担当。日経金融新聞、人気アナリストランキングの「IT・インターネット部門」で2001年、2002年と2年連続で1位に選出される。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)